

岐阜県公報

目 次

告 示

○指定代理納付者の指定

(地域振興課)

ページ
一

訓 令 甲

○岐阜県地域振興会議設置規程の一部を改正する訓令

(同)

一

号 外 (10) 平 成 二 十 二 年 四 月 一 日

告 示

岐阜県告示第二百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定による指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）第三十七条の三の規定により告示する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定代理納付者の名称及び住所 ヤフー株式会社 東京都港区赤坂九丁目七番一号	指定代理納付者に納付させる歳入 ふるさとときふ振興寄付金に係る寄付金歳入	指定代理納付者に歳入を納付させる期間 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
---	---	--

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十七号

岐阜県地域振興会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日) ときは翌日

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県地域振興会議設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県地域振興会議設置規程（平成十二年岐阜県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「、地域農業改良普及センター所長（地域農業改良普及センターに置かれる事務所の長を含む。）」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年四月一日発行

発 行 者
岐 阜 県

岐阜市藪田南二丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ一―

ブイ・オール・テクノセンター